自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正について

平成22年10月 国土交诵省

I. 趣旨

事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会とりまとめの「事業用自動車総合安全プラン2009」(平成21年3月)及び総務省からの「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を踏まえ、事故削減、事後チェック機能の強化及び事業用自動車の輸送の安全の向上を図るため、自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等を改正する。

Ⅱ. 改正概要

- 1. 監査方針
 - ①巡回監査の端緒として、次のものを明確にします。
 - ・自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく自動車事故報告書に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者 (旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)
 - ②巡回監査及び呼出監査の端緒として、次のものを追加する。
 - ・タクシー業務適正化特別措置法第34条に基づく指定を受けた適正化事業実施機 関が行う街頭指導等に基づく報告により、法令違反の疑いがある一般乗用旅客自 動車運送事業者
- 2. 行政処分基準等
 - ①点呼におけるアルコール検知器の備えに対する処分基準の創設 (旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)
 - ・アルコール検知器の備え義務違反 備えなし 初違反60日車 再違反180日車
 - ・アルコール検知器の常時有効保持義務違反 初違反20日車 再違反60日車
 - ②営業区域外旅客運送に対する処分強化(旅客自動車運送事業)
 - ・ 反復・計画的なものと認められるもの 初違反 2 0 日車 →初違反 2 0 日車×違反件数 再違反 6 0 日車 →再違反 6 0 日車×違反件数
 - ③処分の実効性の確保
 - ・行政処分等の公表範囲として、文書による警告を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者を追加する。
 - ・自動車等の使用停止処分において、違反行為に使用された車両を停止する等、 停止対象の車両指定等の基準を明確にします。 (旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業)
- 3. その他所要の改正を行うこととする。
- Ⅲ. 今後のスケジュール(予定)制 定 平成22年12月施 行 平成23年4月